

# さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する 第三者委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会条例（令和3年さいたま市条例第23号）第10条の規定に基づき、さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決)

第2条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(傍聴に関する事項)

第3条 委員会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録の作成)

第4条 委員会の会議録は、総務局総務部法務・コンプライアンス課において作成する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月14日から施行する。